

名誉教授守則 第3条	資格	名誉教授に推薦できる者は当該大学で専任講師以上の教員として15年以上在職し、退職当時総長（学長）または教授である者であり、在職中教育・学術上の業績が顕著で他の教員の模範になる者でなければならない
---------------	----	---

専任教員の中には契約任用制による非定年トラック教授という区分がある。2002年教授の期間任用制を廃止し、2003年から教授の契約任用制を許容することで始まった制度で、専任教員でありながら定年が保障されない教員のことである。延世大学が初めて導入したもので、短期の契約を1-2年で更新できるようにし、3-6年後には退職させる制度である。週当たり授業時数は4年制専任教員の平均授業時数10.5時間より多い12時間であるが、研究手当てがないのはもちろん、報酬も専任教員の80-50%しか支給されないことが多い。主に私立大学で運用されている非定年トラック教授は、私立学校法が規定している学校定款によって運用されるために、専任教員確保率を高める手段として悪用されていることが問題になっている。

2010年4月現在、専任教員と非専任教員の現況を表したのが次の表2である。高等教育法第14条2項の規定による専任教員(学長、教授、副教授、助教授、選任講師)は777,697人であるが技術大学や遠隔大学、各種学校はもちろん、一般大学の中にも教授が一人もいない大学もある。

表2 専任教員の数（2010.4基準）

	学長	教授	副教授	助教授	専任講師	助教	合計
専門大学	136	3,051	3,923	2,435	2,985	3,658	16,188
教育大学	10	431	167	163	42	189	1,002
一般大学	173	27,997	11,755	10,711	5,336	28,018	83,990
放送通信大学	1	87	25	22	4	58	197
産業大学	11	702	441	367	421	572	2,514
技術大学	-	-	-	-	-	-	-
各種学校	3	-	2	4	21	3	33
サイバー大学	17	17	124	190	121	860	1,329
遠隔大学	3	-	10	7	22	27	69
社内大学	2	12	-	-	3	-	17

大学付設大学院	2	2,280	1,526	1,097	219	2,083	7,207
大学院大学	37	154	120	197	111	89	708
総計	395	34,731	18,093	15,193	9,285	35,557	113,254

〈資料〉教育科学技術部・韓国教育開発院（2010）教育統計年報から作成

非専任教員は時間講師、兼任教授、名誉教授がある。2010 年の統計では 15 万人を越えていて、もっとも多いのは時間講師である。この表から分かるように、非専任教員の数も国立よりも私立が多い。また、大学類型別に非専任教員比率を見ると、専門大学が 72.4%、一般大学が 62.0%にも上る。専門大学、一般大学ともに国立よりも私立で非専任教員の比率が多くなっている（韓国教育開発院、2010）。

表 3 非専任教員の数（2010.4 基準）

	時間講師	兼任教授	名誉教授	その他	合計
国立	21,237	1,752	2,442	2,811	28,242
公立	1,652	226	103	123	2,104
私立	87,563	17,461	4,525	13,071	122,620
総計	110,452	19,439	7,070	16,005	152,966

〈資料〉教育科学技術部・韓国教育開発院（2010）教育統計年報から作成

表 4 大学類型別非専任教員比率（2009.4 基準）

	専門大学				一般大学			
	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立
2007	70.2	57.9	72.2	70.4	57.0	52.9	47.1	58.5
2008	73.2	60.5	73.3	73.4	61.9	54.4	66.2	63.9
2009	72.4	61.5	72.3	72.3	62.0	56.9	62.1	63.4

〈資料〉韓国教育開発院（2010）「韓国の教師と教授を知る」から作成

3. 大学教員の身分・地位

3-1. 教員の任務

教員の任務は高等教育法第 15 条により、学生の教育と指導、学問研究、学問研究のみを専担すると規定している。服務に関しては高等教育法施行令第 6 条により、毎学年度 30 週を基準に 9 時間を原則と規定している。しかし、学則により規定するという条項により大学の自律性を認めている。国家公務員服務規程第 9 条では昼食時間を除き、毎週 40 時間勤務しなければならないと規定している。

表 5 大学教員の任務規定

根拠法令	区分	内容
高等教育法 第 15 条	教員の任務	①総長あるいは学長は教務を統合し、所属教職員を監督し、学生を指導する。 ②教員は学生を教育・指導し、学問を研究するが、学問研究のみ専担することもできる。
高等教育法施行令 第 4 条	兼任教員	①第 6 条の規定により学校規則には次の各号の事項を記載しなければならない。 9. 教員の教授時間
高等教育法施行令 第 4 条	兼任教育算定	大学・産業大学・教育大学・専門大学の教員（学校の長は除外する）の教授時間は毎学年度 30 週を基準に毎週 9 時間を原則とする。但し、学校の長が必要であると判断した場合には学則により決める。
国家公務員 服務規定 第 9 条	勤務時間	①公務員の一週間の勤務時間は昼食時間を除いて 40 時間とし、土曜日は休務を原則とする。 ②公務員の 1 日の勤務時間は 9 時から 18 時にし、お昼は 12 時から 13 時にする。但し、強制期間の長は職務の特性、地域、あるいは機関の特殊性を勘案して必要と認める場合は 1 時間範囲内で異なる昼食時間運営ができる。
私立学校法 第 55 条	服務	私立学校教員の服務に関しては国公立大学の教員規定を準用する。

3-2. 教員の身分保障

大学教員には職務の特殊性を認め身分保障をしている。大学教員は真理を探究し、教育することがもっとも重要な職務とされている。その真理探究のために大学教員は社会の圧力から保護される装置を作っている。具体的には不当な干渉を受けず、法律で決めた事由によらずしては休職、降任、または免職の処分を受けない。

表 6 大学教員の身分保障関連法令

根拠法令	区分	内容
教育公務員法 第 15 条	教 権 の 尊 重 と 身 分 保 障	①教権は尊重されなければならない、教員はその専門的地位や身分に影響を及ぼす不当な干渉を受けない。 ②教育公務員は刑の宣告・懲戒処分、またはこの法で定める事由によらずしては意思に反して休職・降任・免職を受けない。 ③教育公務員は勧告によって辞職させられない。
私立学校法 第 36 条	意 思 に 反 し て の 休 職 ・ 免 職 な ど の 禁 止	①私立学校教員は 刑の宣告・懲戒処分、またはこの法で定める事由によらない場合には意思に反して休職・降任・免職など不利な処分を受けない。但し、学級・学科の改廃によって廃職や過員になった場合には該当しない。 ②私立学校教員は勧告によって辞職させられない。
教育公務員法 第 48 条 私立学校法 第 60 条	教 員 の 不 逮 捕 特 権	私立学校の教員は現行犯の場合を除いて所属学校長の同意なしに学校内で逮捕されない。

3-3. 大学教員の報酬

大学教員の報酬は職級と勤務経歴により異なる号俸制と職級と号俸より業績や契約によって異なる年俸制がある。韓国における大学教員の報酬は年俸制と号俸制が結合した形態で運営されているが、国公立大学の場合は号俸制を基盤に成果給を支給する複雑な形態である。しかし、私立大学の場合には年俸制を導入して多用な形で運営している。年俸制を適用しているほとんどの大学は教員の業績を報酬に反映して大学競争力を高めようとしている。

表 7 大学教員の報酬関連法令

根拠法令	区分	内容
教育公務員法 第 34 条	報酬決定の 原則	②教育公務員の報酬は資格及び経歴と職務の困難性及び責任の程度により大統領令で定める。
公務員報酬規定 第 4 条	用語定義	2. 俸給とは職務の困難性及び責任の程度により職責別に支給される基本給与、あるいは職務の困難性及び責任の程度と在職期間などにより階級（職務等級または職位を含む）別・号俸別に支給される基本給与をいう 3. 手当てとは職務与件及び生活与件などにより支給される付加給与をいう 5. 昇給とは一定の在職期間の経過、その他の法令の規定により現在の号俸より高い号俸を付与することをいう
私立学校法 第 60 条の 2	社会保障	①私立学校教員及び事務職員が疾病・傷害・退職・死亡、また災害を受けたときに本人やその遺族に法律の定めにより適切な給与を支給する
公務員報酬規定 第 13 条	定期昇給	①公務員の号俸間の昇給に必要な機関は 1 年とする

国内大学の年俸をみると、4 年制大学の教授の年俸は平均 8596 万ウォンである。韓国の雇用労働者の平均年俸 2530 万ウォンの 3.3 倍に当たり、政府の高位公務員の年俸の 5632～8750 万ウォンと比べても多い。しかし、私立大学中心の高等教育機会構造のため大学間の格差が大きいことがわかる。平均年俸が 1 億ウォンを超える大学は 220 大学の 23.3%である 46 校に及ぶが、5 千万未満の大学も 5.9%の 12 校ある。平均年俸が最も高い 1 億 5468 万ウォンの高麗大学と平均年俸の一番低い栄山神学大学の 1231 万ウォンとの格差は 12.6 倍にも上る。4 年制一般大学と 2・3 年制の専門大学との格差も大きい、教授と専任講師の給与格差が 2 倍近くになっている。

表 8 大学教員の報酬（2010.3 基準） 単位：千ウォン

	設立類型		所在地域		区分			
	国公立	私立	首都圏	非首都圏	教授	副教授	助教授	専任講師
一般大学	83,898	86,857	87,532	83,228	85,965	71,472	59,623	44,202
専門大学	57,896	67,753	89,459	70,622	80,975	67,378	53,766	36,855

〔資料〕教育科学技術部内部資料（2011.04.04 ソウル新聞報道資料）

4. 大学教員の資格

大学教員の資格は大統領令「教授資格基準などに関する規定」に明示されている。教授の職階により大学卒業者及び同等資格者、専門大学卒業者及び同等資格者を区分し、要求される教育及び研究経歴を具体的に挙げている。また、高等教育法施行令では兼任教員、名誉教授、時間講師、招聘教員のような資格も規定している。その具体的な規定は次の通りである。

表 9 大学教員の資格関連法令

根拠法令	区分	内容
高等教育法 第 16 条	資格基準	教員及び助教の資格基準及び資格認定に関する事項は大統領令で決める。
高等教育法施行令 第 7 条	資格基準	学校の長は高等教育法第 17 条の規定により次の各号区分によって兼任教員・名誉教授・時間講師・招聘教員などを任用あるいは委嘱できる。 1. 兼任教員：第 16 条の規定による資格基準に該当する者で関連分野の専門知識がある者 2. 名誉教授：教育あるいは学術上の業績が顕著な者で教育科学技術部令が決めた者 3. 時間講師：教育課程運営上必要な者 4. 招聘教員など：第 16 条の規定による資格基準に該当する者。但し、特殊教科を教授するため招聘教員を任用する場合にはその資格基準に該当しない者を任用できる

教授資格基準など に関する規定 第 2 条	教授資格基準	教授または助教になれる者は次の各号に該当する者である。 1. 別表の資格基準に該当する者 2. 教育公務員法第 5 条の規定により大学人事委員会あるいは私立学校法第 53 条の 3 の規定による教員人事委員会の認定を受けた者（教授の場合に限る）
教授資格基準など に関する規定 第 3 条	教授資格基準	別表で規定された研究実績は次の各号に該当する実績あるいは経歴とする。ここで、その実績及び経歴は大学・専門大学、またはこれと同等程度の学校を卒業した後の実績または経歴とするが、第 11 条の第 3 号に該当する者はこの限りではない。 1. 教授が担当する学科目と関連して大学、その他の研究機関で研究した実績 2. 産業界で教授が担当する学科目と関連した職務に勤務した経歴 ②別表で規定された教育経歴は大学・専門大学、またはこれと同等程度の学校の教育経歴とする。
教授資格基準など に関する規定 第 4 条	教授資格基準	①別表で規定された研究実績は次の各号の換算率により計算する。 1. 大学・専門大学、またはこれと同等程度の学校の長が認定する学術研究（実験・実習を含む）を大学・専門大学、またはこれと同等程度の学校で行った研究実績は 100% 2. 国家あるいは公共団体が設置した研究機関や教育科学技術部長官が認定する研究機関や施設で専任で研究に従事した実績は 100% 3. 国家あるいは公共団体が設置した研究機関や教育科学技術部長官が定める基準に適合する機関や施設で主に研究をするか専門学識を必要とする職務に従事した実績は 20-70%。但し、その職務が純粋研究業務と同一の場合には 100%認定

		4. 教育科学技術部長官が定める基準に適合する産業体で専攻学科及びそれに関連する学科の学問分野に該当する職務に従事した経歴は 70-100%
教育公務員法 第 11 条	外国人教員	大学は教育と研究のために外国人を教員として任用できる。

表 10 別表規定の教授資格基準

区分	大学卒業者及び同等資格者			専門大学卒業者及び同等資格者		
	研究実績年数	教育経歴年数	計	研究実績年数	教育経歴年数	計
教授	4	6	10	5	8	13
副教授	3	4	7	4	6	10
助教授	2	2	4	3	4	7
専任講師	2	1	3	2	3	5
助教	勤務しようとする機関と同等以上の機関を卒業した学歴を持つ者					

法律では修士、博士のような学歴を大学教員の資格としないが、実際には専任教員になるためにはほとんどの大学で博士学位を要求している（パク・イヌ他、2008）。大学教員区分別資格を見ると、博士学位を所持しているものが多い。全体教員 78,491 人中、80%に該当する 62,608 人が国内、または海外の博士学位を持っているのである。

表 11 大学教員区分による資格（2010.4 基準）

区分	博士		修士		学士		その他	
	国内	海外	国内	海外	国内	海外	国内	海外
学長	195	136	34	9	19	1	1	-
教授	19,948	11,800	2,172	666	124	13	7	1
副教授	10,354	4,931	2,020	638	120	21	8	1
助教授	7,645	3,618	2,732	805	233	140	14	6
専任講師	2,957	1,024	2,127	1,599	293	1,223	33	29
合計	41,099	21,509	9,085	4,511	789	1,398	63	37

〈資料〉教育科学技術部・韓国教育開発院（2010）教育統計年報から作成

5. 大学教員の任用

大学教員の任用に関しては法令によって新規採用、契約制任用、任用権者と委任、任用期間の計算、両性平等関連任用、私立学校の教員任用などが規定されている。私立学校の教員は基本的に国公立大学の任用と関連した法令を準用するように規定されているため、国公立大学を基準に法令を見ることにする。

5-1. 新規採用

教育公務員任用令により特定大学への偏り制限、審査方法、審査委員構成方法、公告日程及び方法、審査結果の公開などについて規定している。その内容からみると、特定大学偏重を制限していることがわかる。その他には審査委員構成方式、審査結果の公開などの規定を設けることによって公正性を保障している。また、志願者の要請がある場合には審査結果を公開するようにし、審査の透明性を保障しようと努力している。

表 12 大学教員の新規任用に関する規定

根拠法令	区分	内容
教育公務員任用令 第 4 条の 3	大学教員の 新規採用	①大学教員を新規採用する場合には第 11 条第 4 項の規定により、特定大学の学士学位所持者が高等教育法施行令第 28 条第 1 項の募集単位別採用人員の 3 分の 1 を越えないようにしなければならない。但し、新規採用された大学教員が該当大学で学士学位を取得したとしてもその学士学位の専攻分野が同大学で採用され教育・研究する専攻分野と異なる場合には同大学で学士学位を取得した者として計算しない。 ②第 1 項の規定は 1 年単位で適用し、年間募集人員が 3 人未満の場合には累積募集人員が 3 人以上になる年度末までを通産して適用する。 ③第 11 条第 6 項の規定により大学教員の新規採用は次の各号の段階により実施するが、大学の長は必要な場合には各審査段階を統合して実施でき、具体的な事項を定めることができる。 1. 基礎審査：採用候補者の専攻と募集対象専攻分野との